

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月
② 昭和51年8月から53年6月まで
③ 昭和53年7月から55年3月まで

申立期間①については、私は、昭和50年1月か2月ころからA社で働いていたが、試用期間が3か月あり、その期間は厚生年金保険に加入できなかったため、国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、当時、私はB市に住んでおり、同市で発行された納付書で、主にC郵便局で国民年金保険料を納付していた。

申立期間③については、同様にB市で発行された納付書で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、その後、転居したD市で国民年金の住所変更手続きを行った際に、担当職員から、「B市で納付していた約4年分の記録が無いので、このままだと年金の受給資格が無くなるかもしれない。」と言われたので、さかのぼって納付できる当該期間の保険料だけを納付した。

申立期間①及び②については国民年金保険料を納付していたことを、申立期間③については重複して保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録から、申立人が、昭和43年4月に国民年金被保険者となってからA社で50年5月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料については、申立期間①を除き納付済みとなっていることが確認できるところ、A社では、「昭和50年当時の採用後における一般的な試用期間は3か月であった。申立人の同社への登録日（入社日）が昭和50年2月13日であり、厚生年金保険への加入は同年5月1日付けであった。」としていることから、同社に入社後の50年2月及び3月の保険料を継続して納付している

申立人が、厚生年金保険に加入する直前の1か月分だけを未納のままとしていたとは考え難い。

- 2 一方、申立期間②及び③については、申立人は、B市で発行された納付書で納付し、申立期間③については、D市で重複納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、申立人が昭和50年5月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、B市で同資格を再取得した記載は無く、最初の住所欄の記載がD市の住所であり、D市で同資格の再取得を51年8月2日までさかのぼって行ったことを示すゴム印が確認できるほか、国民年金手帳記号番号払出簿には、E社会保険事務所において、50年10月9日付けで申立人の国民年金被保険者資格を50年5月1日に喪失する処理が行われた後、55年9月10日付けでE社会保険事務所からD市へ申立人の被保険者台帳を移管している記載が確認できる（その間に、申立人が国民年金被保険者資格を再取得した記載は確認できない）ことから、申立人は、B市に在住していた申立期間②及び③の期間中に、国民年金被保険者資格の再取得手続きを行っていないものと考えるのが自然である。

また、申立人が、B市で申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から49年3月まで
② 昭和49年4月から50年9月まで

申立期間①については、私の結婚が決まったので、将来の事を考え、父親にお願いして、A市役所で国民年金保険料の未納分を納めてもらった。

申立期間②については、短大卒業と同時に家業に従事しており、私がA市の発行した納付書で、A市役所かB信用金庫で国民年金保険料を納付していたが、平成14年に父親が死亡した後で、遺品として、昭和49年4月から同年12月までの保険料を納付した記録がある国民年金手帳が出てきた上、母親が、当時、家族の保険料を、国民年金互助会を通じて納付していたことを示す国民年金手帳保険料預り証を所持しており、当該期間について保険料を重複納付していることが分かった。

申立期間①については国民年金保険料を納付していたことを、申立期間②については重複して保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料をB信用金庫で納付したことを示す同信用金庫の領収印の押された国民年金保険料領収証書（以下、「領収証書」という。）を所持しているとともに、当該期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの保険料を納付した記録がある申立人の国民年金手帳及び50年4月から同年9月までの保険料を納付したことを示す国民年金互助会が発行した申立人の国民年金手帳保険料預り証（以下、「互助会の手帳」という。）を所持していることから、49年4月から同年12月までの期間及び50年4月から同年9月までの期間について、申立人と両親とが重複して申立人の保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までは、国民年金手帳及び互助会の手帳には納付記録は無いものの、申立期間当時、互助会に加入していた者は、「互助会の手帳は毎年度発行されていた。」と証言している上、家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び申立人の父親は保険料を完納していることから、母親が、当該期間の申立人の保険料についても互助会を通じて納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、当該期間の国民年金保険料が還付されていれば社会保険庁に保管されるべき特殊台帳が無く、オンライン記録においても還付記録が確認できないなど、当該期間の保険料が申立人に還付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、申立人の父親に A 市役所で国民年金保険料を納めてもらったと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳に「昭和 49 年 11 月 7 日 発行」と記載されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の保険料は過年度保険料となるどころ、市町村では、現年度保険料は納付できたものの、過年度保険料は納付することはできなかったと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親は既に亡くなっており、当時の納付状況等について確認することができない上、父親が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年12月31日）及び資格取得日（昭和46年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月31日から46年8月1日まで

A社では正社員として継続して勤務し、勤務条件はまったく変わらないのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、A社において昭和45年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月31日に被保険者資格を喪失した後、46年8月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、45年12月から46年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の証言から、申立人は、正社員として申立期間においてA社に継続して勤務しており、職種及び勤務内容に変更が無かったと推認されるところ、当時の事務担当者は、「申立期間に申立人は在籍していたと思う。在籍していた方の厚生年金保険の資格を喪失させるような事務処理をした覚えはない。経営状況にも問題は無かった。」と証言している上、申立期間当時に申立人と同職種であることが確認できた同僚には、おおむね同社での被保険者記録は継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和56年3月31日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る45年12月から46年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案313

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年9月30日まで

A社の取締役として経理や社会保険関係の業務を担当していたが、同社が不渡手形を出してからは出社しておらず、債務整理や厚生年金保険の届出にも関わっていない。

標準報酬月額の遡^{さきゅう}及訂正については、今般、社会保険事務所から説明があるまで知らなかった。社会保険事務所の行った当該処理は適正なものではないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が勤務していたA社は、平成4年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年10月8日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（53万円）が3年10月までさかのぼって8万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、当該事業所に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は当該事業所の取締役であったことが確認できるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、代表取締役（社長）及び取締役3人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成4年10月8日付けで、代表取締役については3年9月まで、取締役3人については同年10月までさかのぼって減額訂正されていることが確認できるところ、連絡の取れた元取締役及び複数の元従業員は、「申立人は、経理担当の取締役として社会保険事務にも関わっていたが、会社が不渡手形を出した途端、申立人と社長は行方不明になった。」、「最後の

給与を受け取るため、（平成4年の）10月中旬に会社に出向いたが、申立人を見た記憶は無い。」「会社の後始末は弁護士主導であったと聞いていて、弁護士が会社に入出入りしているのは見たが、詳細は分からない。」と証言しており、連絡の取れた元役員及び元従業員の証言内容は、申立人の主張する当時の状況とおおむね一致している。また、これらの者からは、申立人が当該届出に関与していた旨の証言が得られていない上、A社の取引先の元従業員も、「A社の倒産情報が突然入り、納入した機械等を回収するため同社に行った時には、申立人と社長の姿は見え、行方不明と聞いた。」と証言していることを踏まえれば、申立人が当該訂正に係る届出に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（53万円）とすることが必要と認められる。

旭川厚生年金 事案314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月1日から同年11月1日まで

A社の飲食店Bに昭和62年4月1日から平成元年3月末まで勤務していたが、勤務当初の昭和62年4月1日から同年5月1日までについては厚生年金保険の加入記録があり、その後の6か月が厚生年金保険の加入記録が無く、再び同年11月1日に加入した記録となっている。

申立期間においても勤務条件及び勤務内容は変わらず継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員等の証言から、申立人が、申立期間においても、A社の運営する飲食店Bで継続して勤務していたことが推認できるが、申立人の勤務形態等を確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、元従業員等の証言によれば、昭和62年4月当時において、当該飲食店には、申立人を含めて5人の従業員が勤務していたものと考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に厚生年金保険の加入記録があるのは2人だけであり、申立人と同様に、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に資格を喪失した後、同年11月1日に再度資格を取得した記録となっている者が1人、同年4月1日付けの厚生年金保険被保険者資格の取得を取り消された者が1人確認できる。

さらに、資格取得を取り消された同僚は、「自ら希望して勤務時間を8時30分から13時くらいまでにしてもらったが、(会社からは、)この勤務時間では短いので雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入できないと言われた。雇用保険、健康保険、厚生年金保険はセットだと言われたと思っていた。」と証言しており、当該同僚には雇用保険の加入記録が存在していないことが確認でき

るところ、申立人及び申立人と同様の厚生年金保険の加入記録となっている同僚の雇用保険の資格取得日は昭和62年11月1日となっており、同日より前の期間において申立事業所での雇用保険の加入記録が存在していない一方、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある同僚2人の雇用保険の資格取得日が、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることを踏まえれば、当時、申立事業所では、厚生年金保険に継続して加入させる従業員については、雇用保険にも同時に加入させる取扱いとしていたものと推認できる。

なお、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、当時の申立人の住所地（C市）とは別の市町村（勤務地であるD市と推認される。）において現年度納付していることが確認できる（昭和62年4月の国民年金保険料については、平成19年3月8日に還付決議）上、C市が保管している国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日について「昭和62年11月1日」、備考欄に「A社」と記載されていることから、申立人は当該飲食店に勤務し始めた昭和62年4月ではなく、厚生年金保険に再度加入となった同年11月以降に国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったものと考えられる。

加えて、A社は、「当時の資料等は保存期間経過のために廃棄処分となっている。」と回答しており、申立人と同様の厚生年金保険の加入記録となっている同僚からも、未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言等は得られておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和40年6月から同年12月まで
③ 昭和41年1月から同年3月まで

当時、高等学校の定時制課程に通学しながら就労していたが、A社で勤務していた期間（申立期間①）、B社で勤務していた期間の一部（申立期間②）及びC社で勤務していた期間（申立期間③）について、厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

A社では、厚生年金保険に加入し、給料から保険料が控除されていた記憶がある。また、B社では、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和40年6月26日となっているが、その後も継続勤務しており、加入記録のある期間と同じ勤務内容、条件で勤務をしていた。その後のC社は、B社の紹介なので、同じ勤務条件で紹介してくれたと考えていた。

私は体が丈夫でなかったので、社会保険のある会社を選んで勤務をしており、加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元従業員の証言から、申立人が申立期間当時においてA社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該事業所が適用事業所となった日は昭和40年2月1日であり、同日より前の申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、連絡の取れた元従業員二人からは、「私は（A社が）適用事業所となる前の昭和38年2月ころから勤務しているが、当該事業所からもらった厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日は40年2月1日と記入されているので、適

用事業所となった時から厚生年金保険に加入し、それより以前は厚生年金保険料を控除されていなかったと記憶している。」「昭和40年1月から勤務しているが、厚生年金保険に加入したのは、同年2月からである。」との証言を得ている。

申立期間②について、同僚の証言及び申立人の勤務状況等に係る具体的な記憶から、申立人が、昭和40年6月26日以降においてもB社に勤務していたことは推認できるが、申立人の退職日及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、申立人、及び申立人が同じ課の同職種の同僚として記憶していた女性従業員の証言によれば、申立期間当時、B社でトレースの業務を担当していた女性従業員は、申立人と当該同僚の二人のみであったと考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、当該同僚についても、申立人と同じ日（昭和40年6月26日）に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、その後の昭和43年5月1日に再び被保険者資格を取得した記録となっていること、及び当該同僚は、「（厚生年金保険に未加入となっている期間についても、）継続して勤務していたが、（当時、）予算上、給与の支払いがD課からE（現場）に変わるようなことを聞いた覚えがある。」と回答していることから、当該事業所では、当時、給与の支給元の変更等の理由により、申立人及び当該同僚について、40年6月26日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失させたものと推認される。

申立期間③について、申立人の勤務状況等に係る具体的な記憶、及び申立人が申立期間当時に通学していた高等学校の回答から、申立人が、当該高等学校の卒業時点（昭和41年3月）においてC社（F営業所）で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、C社（F営業所）には臨時職員として勤務していたと述べているところ、同社（G市）で、社員の給料計算及び社会保険の手続を行っていた元事務担当者は、「正社員は全員、厚生年金保険に加入させていたが、臨時社員の加入手続はしていなかった。F営業所には女性の正社員はいなかったと思う。」と証言しており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間当時において、厚生年金保険被保険者期間が1年未満の者は見当たらないことから、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 42 年 3 月から同年 5 月まで

A社に、昭和 40 年から 42 年までの間に 3 回、季節雇用者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が 1 回（昭和 41 年 4 月 21 日から同年 12 月 13 日まで）しかない。しかし、申立期間についても勤務条件や勤務内容に違いは無いので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 40 年 6 月 7 日取得～同年 12 月 14 日離職、42 年 4 月 21 日取得～同年 8 月 5 日離職）及び同僚の証言から、申立人が当該雇用保険の加入期間において、季節雇用のダンプカーの運転手としてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、当時は日雇健康保険に加入していたと述べており、連絡の取れた季節雇用者の元従業員も、「当時、厚生年金保険の加入者と、日雇健康保険の加入者がいた。」と証言しているところ、当該事業所において、勤務期間が 1 年未満の者（季節雇用者と考えられる。）で、厚生年金保険に加入しているのは、昭和 40 年度は 24 人、41 年度は 29 人、42 年度は 0 人となっている。

申立期間①について、申立人と同職種（ダンプカーの運転手）で連絡の取れた季節雇用者のうち 3 人は、申立人と同様に、雇用保険の加入記録が存在するものの、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、厚生年金保険の加入記録は存在しておらず、現在の社長（当時は営業担当の社員）が、「季節雇用者は、申し入れにより（厚生年金保険に）加入していたと思う。」と回答していることを踏まえれば、当時、当該事業所では、すべての季節雇用

者について厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと推認される。

また、申立期間②について、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、当該期間における厚生年金保険被保険者の加入期間はすべて1年以上となっている上、申立人と同職種（ダンプカーの運転手）の季節雇用者3人についても、申立人と同様に、雇用保険の加入記録は存在しているものの厚生年金保険の加入記録が存在していないことを踏まえれば、当時、当該事業所では、通年雇用者だけを厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難く、このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 2 月 26 日まで

申立期間はA社に代表取締役として勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 12 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年 3 月 7 日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額 (36 万円) が、11 年 9 月 1 日までさかのぼって 16 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の取締役であった申立人の妻は、「自分は、A社で社会保険事務を担当していたが、会社が解散した際に、債権者への支払いを行ってお金が無かったため、最後の 1 か月分の社会保険料の支払いについて社会保険事務所に相談したところ、自宅を訪れた同事務所の職員から、詳しい説明は無かったが、社会保険料を支払わなくてもいいと言われて、うれしかった記憶がある。」と述べている上、申立人の妻が保管するB信用金庫が作成した当該事業所の預金取引明細表によれば、平成 12 年 1 月の社会保険料が口座振替されていないことが確認できることを踏まえると、当該事業所は同年同月の社会保険料を納付していないものと推認できる。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、A社において標準報

酬月額に係る訂正処理が行われたのは申立人だけであり、当該訂正処理により減額された社会保険料額は、当該事業所が納付すべき平成12年1月の社会保険料額と概ね一致することから、当該訂正処理は、未納となっている社会保険料の整理を目的として行われたものと考えるのが自然であり、連絡の取れた他の元取締役は、「A社で社会保険事務を担当していたのは申立人の妻であったが、申立人はその管理及び決裁を行う立場にあり、代表者印を使用するためには申立人の承認が必要であった。」と証言しており、代表取締役である申立人が、社会保険料が未納となっていたことを知りながら、当該標準報酬月額の記録訂正に係る届出に関与していなかったものとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 8 月 1 日から 18 年 11 月ころまで
② 昭和 24 年 3 月 20 日から 27 年 6 月ころまで

申立期間①について、A社B工場に勤務し、昭和17年8月1日に正社員となった後、同工場のC部に18年11月ころまで勤務していた。

申立期間②について、昭和24年3月20日から27年6月ころまでD社で建築大工として勤務していた。

保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間①及び②について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が一緒に入社したと記憶している同年代の同僚のうち一人に労働者年金保険の加入が確認できることから、申立人が申立期間当時において、A社B工場に勤務していたこととはうかがえるものの、申立人の勤務期間及び雇用形態を確認できる人事記録等の資料及び証言は得られなかった。

また、A社B工場は、「会社で保管している労働者年金保険発足時からの（被保険者を記録している）台帳を確認したが、申立人の名前は記載されていない。」と回答しているところ、社会保険事務所が保管する労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人が一緒に入社したと記憶している同年代の同僚（二人）のうち、申立人が、同じ部署（C部）に勤務していたと記憶している者（一人）にも、労働者年金保険の加入記録は確認できないほか、申立人が申立期間において労働者年金保険に加入する取扱いとされていたことをうかがえる関連資料等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、D社は昭和26年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所ではなかったことが確認できるところ、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている元従業員等の証言から、申立人が申立期間当時、当該事業所に大工として勤務していたことが推認できるものの、申立人の勤務期間及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、連絡の取れた元従業員は、「D社では大工を厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同職種（大工）の同僚として記憶していた4人にも、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、D社は昭和33年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立内容について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料、及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から同年 11 月 1 日まで

申立期間はA社に、ゴルフ場のキャディとして勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

自分は農家であったが、当時、土地改良事業の実施により作付けができなくなったため、同じ地区の二人と一緒に同社に採用された。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 58 年 4 月 18 日取得～同年 11 月 7 日離職）及び同僚の証言から、申立人が当該雇用保険の加入期間において、A社の運営するゴルフ場に、季節雇用のキャディとして勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の総務・人事担当者は、「昭和 54 年の開業当初に、B社会保険事務所から、キャディは厚生年金保険の加入対象者には該当しないと説明を受けたので、キャディを厚生年金保険に加入させなかったが、58 年秋に行われた同社会保険事務所による業務監査において、キャディを厚生年金保険に加入させるよう指導を受けたため、翌 59 年から加入させることとしたものであり、その年の営業開始前にキャディ全員を対象とした説明会を開催した。」と証言しており、現在の事業主も同様の回答をしているところ、申立人が申立期間においてA社の運営するゴルフ場で季節雇用のキャディとして一緒に勤務していたとする同僚5人を含め、申立期間において季節雇用のキャディとして勤務していたと回答している者10人についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い一方で、昭和 59 年以降については、夏期における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、回答のあった複数の同僚からは、昭和 58 年は厚生年金保険に加入できず国民年金に加入していた旨、及び 59 年から厚生年金保険の加入についての説明会があり加入した旨の証言を得ているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人及び当該同僚のうち 9 人については、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料については納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、元従業員からは、厚生年金保険に未加入であった期間に厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。